

オランダのアウトリーチ・ガバナンス研究から学ぶ

——「自分でできることは何か」を支える協働——

田 川 佳代子*

はじめに

オランダの社会支援法（WMO, 2007年）は、福祉国家の一時代を区切る転換期の出来事として位置づけられる。社会支援法は、高齢者、障がい者、精神病患者も、市民社会のなかへ完全に参加することをめざす。それはオランダの社会的包摂政策の継続であり、その制度化と考えられる（Tonkens 2011）。この法律により、オランダでは地方議会が脆弱な状況にある人々に対して責任をもつことになり、組織や社会に所属する関係者の相互作用や意思決定、合意形成における地方議会を構成する層の重要性が増した。

この変化は、ソーシャルワーカーを含む社会的専門職にも影響をもたらされた。オランダでは2006年に、すべての福祉の職業をソーシャルワークというカテゴリーのもと一つにまとめる議論が起き、新しいスタイルの福祉の出現によってこの議論が再燃した。新たな社会的専門職は、とりわけ多くの社会的な諸問題について市民に援助を提供できるジェネラリストであることが求められる。新たなケアと福祉の職業構造が再編され、資格に関する政策形成をする過程に、社会に存在する雇用組織、労働組合、職業団体、中・高等職業教育の代表者の知識を注入していく政策プラットフォームがつくられ、その責任の下で新たな職業構造として、様々な仕事は二つの分野、看護・介護職分野と社会教育分野にまとめられた。これらは社会的ケアの領域で大きく重なり合う分野である。ケア職は、エンパワーメントに関心を払い、福祉職は、ますますケアを必要とする市民と関わりをもつようになる（De Jonge, Ed, “Sociaal werk als professie”）。

政府の政策形成プロセスに、有識者ネットワークの

形成が加えられ、政策プラットフォームという社会インフラが意見の集約の場となり、民主主義の補完機能が果たされ、知識経済の観点からの政策マーケットが生み出されている（泉田 2003）。

ソーシャルワークが依拠する原理は、これまでのスタイルから大きく転換された。従前の原理は、制度体系や専門職の視座から人々の諸問題を取り扱ってきた。それを見直し、市民の人々の生活世界から生じた諸問題は、人々の生活世界における個人の強さや需要に基づいて、また個人が問題に対処しようとする能力に基づき取り扱うことへ変化した。ソーシャルワーカーの役割は、脆弱な状況にいる人々を保護する立場から、福祉を共に創る人を支援する立場へと移行した。ソーシャルワーカーは、保護する役割や責任を引き受けるのではなく、より人々をエンパワーし、またコーチする役割を期待されるようになった（Stam, M. et. 2013）。

社会支援法は、このようなソーシャルワーカーの職務遂行の原理におけるパラダイム転換を象徴する制度として認識される。福祉国家を導く新たな原理として、個人の強さや市民の生活世界のなかで解決する能力を引き出す方向へとシフトしてきている。

ハーバーマス（=1987）が提案した「システム」と「生活世界」とからなる社会の概念は、この新たなスタイルへの移行を説明するのに援用される。「制度システム」は、貨幣を媒体として展開される市場経済と、権力を媒体とする官僚制を通じた国家行政を表す。「生活世界」はコミュニケーション的行為によって結びつく、社会的に統合された行為領域であり、私的領域の小家族、そして、公共性の領域として、文

化、出版、マスメディア、コミュニケーション網である（ハーバーマス=1987: 308-9）。

福祉国家やソーシャルワーク専門職のパラダイム転換を推進するオランダ政府が、この移行期のなかで直面する課題として指摘されたのが、次の3つの論点である。

1点目は、「システム」から「生活世界」へ問題解決を移行する時、「生活世界」における個人の強さをみつけサポートするその傍ら、制度の利用を抑え、控えることを指示する矛盾に直面する課題である。

2点目は、トップダウンから要請されるボトムアップの意思決定、合意形成のガバナンスを進める時に直面する課題である。市民や専門職が主体的に関与し、自由と責任を引き受けることを、政府はどう刺激することができるのかということに内蔵する矛盾である。

3点目は、演繹的学習・開発から帰納的学習・発展へという課題である。政府は測定可能な指標の数値に現実を還元する一般化された知識に替わって、よりローカルな知識に福祉国家の転換をどうやって基礎づけることができるのか。いかに政府は市民やソーシャルワーカーの刷新された能力と知識を活用できるのか、である（Stam, M. et. 2013: 9）。

ハーバーマス（=1987: 368）は、「専門家による行政面からの取り扱い方はたいていの場合、クライアントの自発性と自立を促そうという治療本来の目的と矛盾する」と、国家の介入が生み出す矛盾の再生産について述べた。社会国家が、「クライアント関係の網の目を私的生活領域にまで広げてゆけばゆくほど」、「法制化の病理的副作用」が顕著となり、「これは生活世界の核をなす領域の官僚制化と同時に貨幣化をも意味する」と述べ、「生活世界の植民地化」を批判した。法制化がもつ矛盾構造について、法形式による社会干渉によって、「生活関連から行為を調整する了解のメカニズムを切り離し、権力や貨幣の媒体へのスイッチの切替えによって」、「社会的統合という目的に奉仕すべく定められているはずの社会国家による保障」が、「本来もっていた統合力を奪ってしまった点」を批判した（ハーバーマス=1987: 369）。

上述した課題や批判的論点は、地域包括ケアシステムの推進を政策に掲げる日本の高齢者介護分野のなかでも同様に経験される。介護が社会によって提供されるという考えが誕生したのは、ここ数十年のことである。それは家族の介護やボランティアのものとは区別され、事業者のサービスとして類型化される。最近で

は、いったん制度化された給付サービスの一部を、地域のNPOや住民による助け合いによる事業へ移行する変更が行われた。2011年の介護保険法改正では、市区町村の判断で、介護予防ホームヘルプ・サービスと介護予防デイサービスを「介護予防・日常生活支援総合事業」に移すことができる見直しがなされた。「給付」から「事業」への移行は、費用の効率化を図るねらいがある（小竹 2018: 186-7）。

行政、専門職、事業者、住民の間で、「誰が何をするのか」「どこまで負担するのか」、「なぜするのか」、それぞれの責任と役割をどう配分するのか綱引きがある。住民がサービスの利用者や消費者という立場から抜け出し、介護予防や生活支援などの支え合い活動を担う主体となっていくのを、行政や専門職が刺激する。要介護認定によってサービスを受ける権利が発生する、その傍らでNPOや住民による支え合い活動の創出が課題とされる。話し合いによる新たな社会関係を築くことと、その選択と参加が市民の新たな課題となっている。

「生活世界」における話し合いによる自発的な社会関係の発達やネットワークの形成、意思形成や合意形成の共創が課題とされる一方、「生活世界」に入り込む官僚制や経済「システム」との攻防戦から解放されるわけではない。制度においても、私的領域においても、「自分でできること」をどう支えるのか、複雑性のある問題である。オランダのアウトリーチ実践研究から「自分でできることを」を支える協働の知識について把握していく。

社会支援法を基盤とする社会的実践

オランダの健康福祉スポーツ省（VWS）は、2009年に社会支援法を基盤とする社会的実践を研究するため6つのワークショップを設けた。アムステルダムでは、M. Stamを中心に、アムステルダム応用科学大学と協働し、社会支援法とアウトリーチ実践の研究を3年間実施した。その結果として、実践に携わった専門職は、「生活世界」における強さと解決との結びつきを見出した。実施された企画事業は次の5つのプロジェクトである。

- a. 10代の母親の企画（PJM）、個別のアプローチに替わり、「仲間」と一緒に10代の母親にアプローチする（諸個人と集団のエンパワメント）。
- b. 元ホームレスとの企画（DIZ）、元ホームレスが独立した居住施設で自己管理と相互協働を通じ

て生活する。専門職と一緒に「集まり舵取りすること」で回復を決める。

- c. 脆弱な環境の高齢者との企画 (PLV)、社会サービス供給者とボランティア (メンター) が、「ケアとコミュニティのサービス・カウンター」にいる気がかりな、よくみかけるクライアントの孤独を払拭するために力を合わせる。
- d. 孤立生活している人々との企画 (MSS)、政府、専門職組織、自己組織の間の密接な協働。社会的に孤立した世帯に誰が、何に貢献できるか、貢献しなければならぬか、なぜかを明らかにする。
- e. 路上青年との企画 (PVS)。地域会議、警察、福祉との協働、路上にいる10代との関係・扱い方に曖昧さを避け、両親が参加する効果的な行動を提供する。(Stam, M. et. 2013: 8)

筆者は、2015年に、前述のプロジェクトの1つであるDIZの居住施設を訪問した。一般の住宅と変わらぬ外観で、玄関から入るとすぐそこはキッチンとダイニングの設えとなっていて、元ホームレスの居住者が自己管理する場となっている。そこで過ごし立ち直った人が支援者として働き、アムステルダム応用科学大学の学生や教員がボランティアやコーチとして携わっている。

生活困窮、薬物依存、家庭内暴力、ネグレクト、ホームレス、孤独・孤立など、危機的状態におかれた人々は、限られたネットワークしかもっておらず、まさに助けを必要とするが、どこにどう助けを求めたらいいかわからなかったりして、援助を受けることをあきらめてしまうこともある。気にかかる状況の人々に持続的に接触し、予防、問題解決、回復の社会的機会を探すアウトリーチの実践は効果的といえる。

この実践研究を主導したStam et al. (2013)は、アウトリーチの実践課題に触れ、ソーシャルワーカーは、脆弱な状況の人を取りまく他の専門職や制度のネットワーク、「生活世界」における個人の強さを見つけ支援するが、協働の過程が自動的に展開するわけではないと指摘する。むしろ、協働には不確かさがつきまとい、反感を生むことさえもある。どのようにすれば生産的な協働になるのか、そのために必要なことは何かについての知識は、専門職が学んできた知識を刷新することにもつながる。

脆弱な状況の人々と対処する能力

人間開発指数 (HDI) は、各国の人間開発の度合いを測る新たなものさしとして、長寿、知識、人間らしい生活水準の3つの分野について測ったもので、個人の基本的選択肢の広さを人間開発の進展と捉えた。人間開発とは、「基本的な物質的・経済的豊かさに加え、教育を受け文化的活動に参加できること、バランスのよい食事がとれて健康で長生きできること、犯罪や暴力のない安全な生活が送れること、自由に政治的・文化的活動ができて自由に意見が言えること、社会の一員として認められ、自尊心を持てること——これらが揃って真の意味の「豊かさ」が実現できるという考え方」(国連開発計画)といわれる。所得がどのように分配されているか、国民の健康や教育のために使われているのか、同じ所得でもHDIは異なる。2003年と2018年を比べると、オランダは5位から10位へ、日本は9位から19位へ後退している。

2015年、国連は、今後15年かけて極度の貧困、不平等・不正義をなくし、地球を守るための計画「アジェンダ2030」を採択した。その計画が「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」である。SDGsは、17の目標と169の課題を含み、『誰も取り残されない』世界の実現に挑む。目標1は、「あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ」である。SDGsの実現には、ビジネス・セクターだけでなく市民社会・政府など様々なセクターとの連携が求められている。

日本では2000年に厚生省「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」の報告書が提出された。「社会的援護を必要とする人々に社会福祉の手が届いていない」実態を踏まえ、個別具体的な解決の方法を考え、それらを総合化していく検討方法が用いられた。そこでは社会経済環境の変化に伴い、新たな形による不平等・格差の発生や、共に支え合う機能の脆弱化が指摘された。

社会経済環境の変化とは、第一に、経済環境の急速な変化として、産業構造の変貌とグローバルゼーション、成長型社会の終焉、終身雇用など雇用慣行の崩れ、企業のリストラの進行、企業福祉の縮小、競争と自己責任の強調があげられた。第二は、世帯規模の縮小、家族による扶養機能の縮小、非婚・パラサイトシングルなどの家族の縮小現象である。第三として、都市機能の整備、高層住宅、ワンルームマンションなど住宅の変化や消費社会化、都市の無関心と個人主義。

第四は、技術革新や社会経済変化の中で、人間や生活、労働をめぐる基本的価値観の動揺が指摘された。

現代の社会福祉は、「貧困」に加え、「心身の障害や不安」（社会的ストレス問題、アルコール依存等）、「社会的排除や摩擦」（路上死、中国残留孤児、外国人の排除や摩擦等）、「社会的孤立や孤独」（孤独死、自殺、家庭内の虐待・暴力等）、重複複合化した問題が扱われる。それだけ脆弱な状況のなかで生きる人々が存在するということであり、自らの環境に対処することができない、個々人の対処能力を破壊してしまうような社会の否定的な影響が存在すると考えられる。

グローバル化は、人口移動を導き、ローカルな地域における結びつきを希薄化し、相互扶助の衰退を招いた。市場の競争激化、経済化は、個人の得失による勝ち負けのイデオロギーと結び付けられる。民営化、商業主義は行政の官僚制に取って代わられる。家族の縮小、生涯未婚者・離婚者の増加、子どものいない夫婦世帯の増加、単独世帯の増加は、個人化を意味する。これらの社会変化は、脆弱な人々の対処能力を弱める影響をもたらした。伝統的な生活世界の強さと考えられる家族の絆や地域の社会的凝集力や相互扶助など、人と人とのつながりは衰退した。

制度的世界の支援の不適切さ

ニュー・パブリック・マネジメント (NPM) は、行政実務の現場主導で進められた財政抑制と業務の効率化を主導する組織管理の哲学である。組織管理の手法として、数値目標の設定や成果主義に基づく経営と業績評価を取り入れ、競争原理を導入、サービスの質向上や顧客向けの説明責任を高めるようとするものである (岡本ら 2003)。

オランダでは80年代以降、ニュー・パブリック・マネジメントは、福祉、教育、医療介護、社会保障制度において支配的イデオロギーとなった。ニュー・パブリック・マネジメントの管理文化は、病棟での医師、教室での教師、地域でのソーシャルワーカーの実質的な権力や影響力を失わせた。ソーシャルワーカーは、制度と「生活世界」との間を媒介する役割を失い、ますます政府の一部と化した。ニュー・パブリック・マネジメントはその意味で、脆弱な状況にいる人々の環境に対処する能力を助けることにはつながらなかった (Stam, M. et. 2013: 12-3)。

ニュー・パブリック・マネジメントの原理に依拠する福祉制度は、計算勘定と勤務時間、進行手順と計画

立案といった直線的な論理のなかに嵌め込まれ、偶発性や曖昧さのある混沌とした「生活世界」とは分離される。ニュー・パブリック・マネジメントを通して、行政職員、専門職の働き方は、文書主義の業務に労力と時間を多く割き、脆弱な状況の人の「生活世界」から距離をおく。彼らは、社会的・経済的に恵まれない人々の「隣に」ではなく、その人々の「上に」立って、トップダウンのビジネスライクなやり方を好む。

逆に、問題をもつ人の「生活世界」に入り、個人の強さや対処する能力をエンパワーする支援は、円環的な交互作用の視座に身を置き、「生活世界」におけるコミュニケーションのペースやリズム、時間の流れ、多様性に寄り添う。行政はコーディネーターとして、専門職、事業者、インフォーマル・ケアの担い手と個人の強さを橋渡しする役を担う。

社会的包摂

社会的包摂の政策は社会統合をめざし、問題の解決を人々の「生活世界」に戻し、その人を中心に再編成したサポート・ネットワークを支援する発想に基づく。社会的包摂の推進は、施設や機関の専門職による世話や介護を減らし、通常の社会生活で行われる支え合いに委ねる。これは政府によるサービスの提供から、市民主導による支え合いへ責任を移行することでもある。日本では、地域社会にインフォーマル・ケアがづくりだされておらず、地域を振り返ってみても頼れるのは家族しかいないということがある。

オランダの場合、一例として、「オーデンセの家」という認知症の人とその家族がそれまでと変わらない日常生活を継続することを支え合う市民どうしの出会いの場が、地域住民の力で設立され運営されている。「ここは（事業者の）介護サービスとは違う」といわれる。事業者や専門職によるサービスとは異なる、市民と市民とが支え合う出会いの場として創られている。こうしたインフォーマル・ケアの場に対する政府の財政支援を求める筋道もつけられている。

社会的包摂は、通常の日常的な社会生活の外側に置かれた人々が、再び通常の社会生活に戻ることを意味する。病院や施設の外側で生活をするということは、援助や世話を受けつつも、社会、つまり近隣や職場、教育機会、日常的な事柄、趣味のクラブ活動などに参加をしていく。その人を中心とした社会的サポートのネットワークが再び組織される。目標は、できるだけ普通の生活をすることであり、できるだけ強制的な入

院や入所は避けられる。

社会的統制や排除の形態を誘発することなく、地域の社会的な組織をより強固なものにする弱く柔軟な結びつきが注目されている。「軽い共同体」と呼ばれるもので、新しい市民主導の特徴とされる。社会の強い縛りや生活関係によって繋がれるのではなく、お互いの違いを受容する、生活のなかの弱く柔軟な結びつきである (Postma, Dirk 2013)。

「軽い共同体」は、ゆるいその時々短いつながりだが、オープンで、気軽に誰にでも開かれた非公式な集まりである。ただし、これによって孤立・孤独のリスクが解消される保証はないが、身近な地域におけるゆるやかなつながりが、制度の制約を補完し、地域生活の継続を可能にすると考えられる。

市民の強さから出発するモデル

ソーシャルワーカーは、援助を求める諸個人の能力を活用し、社会的能力、認知的能力を高めるサポーターやコーチの役をする。専門職は、市民が自ら自分の問題を取り扱うことができないところから関わり始めるが、その問題を引き受けたり、肩代わりはしない。干渉的、権威主義に陥ることなく個人の強さを見出し支持するには、柔軟性や融通性の余地が、厳密にするよりも、支援の持続性が増すと考えられる。

どのような実践なのか

元ホームレスのプロジェクト DIZ の居住者は、自分の住む家を探し、長期間、宿泊設備・食事を含め支援を受ける。彼らは自分の回復に自分の強さを用い、怠惰や無責任と闘うように動機付けられる。彼ら自身のネットワークの再形成を通して、本人の自発的な発展を期しながら一定の方向に導く指導と、誘惑や衝動に直面したときに自己の意思で感情・思考・行動を抑制する自己の行動統制が働きかけられる。そこで自分自身の生活での後退と闘い、無関心や拒絶と闘う。生活のなかで生ずる事柄に対処し、聴く耳や手助けのないことと闘う。DIZ は、再び、彼らが自分の足で立つことを学ぶ機会を提供する。「古い」スタイルの社会的ケアは、クライアントの潜在能力を十分に活用しない。他方、DIZ の居住者は自己管理と彼らを支援するスタッフとの間で信念を共有し一緒に回復に取り組む。このビジョンが参加者(居住者、専門職)の行動に方向性を与え、実践に移す行動指針になる (Stam, M. et. 2013: 18)。

専門職はアウトリーチ実践とサポートをし、最大限居住者と一緒に、言動において、責任を共有し刺激する。薬物依存の人、引きこもりの人、孤独の人、新参も古参も一緒に取組む。強制的な規則や制裁によらず、グループや社会的凝集性の大切さを訴える直面化ともう一つは大目に見ることを交えて働きかける。そこで培われる忠誠心のようなものは、失望や葛藤に満ちた人生を経験してきた居住者に意味のある作用をもたらす (Stam, M. et. 2013: 18)。

施設の保護管理による「古い」スタイルの処遇とは異なる対応が、本人に対するガイダンスとセルフ・マネジメントのビジョンを柱に実施される。それが行政、専門職と入所者との協働関係の反応と作用をもたらし、効果を発揮する。

よい協働が成り立つ条件

クライアントの受身の態度をこわし、自分自身で自らの解決を見つけ出し、自分の対処能力を強化していくことを励ます。それが協働、回復、相互性の原理として語られる (Stam, M. et. 2013: 19)。アウトリーチで専門職は、クライアントと一緒に個人の強さをもとに計画をつくる。それを導く原理は、「私はサポートするが、あなたが自分の周りにいる人たちと一緒に自分で行いなさい。」というものであり、そのことが、誠実さ、信頼、忠誠心、相互性の連鎖反応を引き起こすといわれる。「あなたは何を欲しているか」「あなたは何をすることができるのか」「その機会と可能性はどこにあるのか」「それをどのようにするつもりか」の問いに応ずることが求められる。

アウトリーチで専門職は、①関係を結ぶこと、関係をつくること、関係を育てること、②動機づけること、動かすこと、刺激すること、誘導すること、③仕方を教えること、仕込むこと、悟らせること、に關心をおく。

アウトリーチの専門職にとって、相互関係・交互関係の原理は主要な結果をもつ。

- a. 個人の強さと対処能力を促進するために十分な努力をしなければならない。
- b. 信頼と大胆不敵の両サイドから統合的に働かなければならない。また、統合的に考え、行動することを学ばなければならない。
- c. 変化が起こりうることを確実にしなければならない。そして、原則、肩代わりはしない。
- d. 統制(境界を設け、規定や認可で働くこと)を

克服する支援（励まし、滋養になる）を考慮にいれなければならない。

- e. 脆弱な状況にいる人の社会的ネットワークと一緒に最大限まで協働しなければならない。（一緒に対処する能力） (Stam, M. et. 2013: 19)

専門職と市民との協働で成功しているのは、互いに助け合い、ニーズと解決を広い文脈で捉えたものであり、専門職がクライアントを個別的に処遇する臨床モデルではない。臨床モデルは、インテーク面接で始まり、ケース担当がつく。予め準備された用語を使い、前もって決められた目標に向け、決められた仕方ですべて記録する。これは問題を固定化し、援助を断片化する (Stam, M. et. 2013: 19)。

ネットワークの再編では、脆弱な状況にいる人が自身で自分のネットワークに入る人を決めていく。家族、隣人、友人は臨床的モデルを抜け出すときの成功の要因となる。

「生活世界」に責任を戻すのには、バランスをとる職人技が求められる (Stam, M. et. 2013: 20)。ワーカーは、個人レベルで、脆弱な状況の人と接点を持ち、信頼関係を形成し、彼らが自らを主導することができるよう喚起する技を用いる。集合レベルでは、個人の強さと援助の源となるネットワークのなかでの結びつきを探る。家族、近隣、友人、インフォーマルな援助者やフォーマルな実務者も入る。ワーカーは、あらゆる接点をつくり、信頼を獲得し、対処能力と社会的凝集性を呼び覚ます。

「生活世界」のなかの強さと手を組む実践は、市民と専門職の両者から望んだ接触であるということ、「生活世界」のなかの個人は、自身の行動する範囲で責任をもつということ、クライアントと一緒に行動に当たり、クライアントのために決めたり、クライアントのためにするということはもはやない。その意味でクライアントとの権力関係はなくなる (Stam, M. et. 2013: 20)。導きだされた条件は、オランダの市民の行政や専門職とのこれまでの歴史的関係が背景にある。

まとめにかえて

オランダのアウトリーチ・ガバナンス研究から学ぶこととして、まず、国から地方自治体へ、行政から民間へ、専門職から市民へ分権が進められるなかで、市民と行政、市民と専門職の関係がより自律的であるこ

と、また社会的ケア政策においては個人が自ら方向性を決定するというビジョンが、市民の強さから出発する実践モデルにおいては重要である。「自分でできることは何か」を支える協働は、ソーシャルワーカーを含む社会的専門職のパターンリズム、すなわち「私たちはあなたにとって何がよいかを知っている」に挑戦するものである。

サービスに対する受給権を行使することも、自ら実現したいことを自分で決めるという自由を獲得することも、どちらも市民の選択である。セルフ・マネジメントとセルフ・ディレクションは、基本的なビジョンであり、実践に指針を与える。そのビジョンは「生活世界」のなかで自己方向性を決め、他者と関係を結ぶとき、創意工夫の源泉となる。

日本では、介護保険導入当初、利用者本位のサービスの提供として、自己決定・自己選択の実現をめざすと謳われた。だが、2014年の法改正では地域ケア会議が導入され、専門的視点で、「自立支援に資するケアマネジメント」として、ケアプランのチェックが行われることになった。さらに2017年の法改正では、「自立支援・重度化防止」のために、地域ケア会議がどのくらい個別ケアプランを検討したかなどを「評価指標」として、市町村に交付金を出す「財政的インセンティブ」のしくみが導入された。市区町村は交付金をより多くもらうため、地域ケア会議でケアプランの修正に励み、「自立」する人を増やすかもしれない、と市民から不安が伝えられる (小竹 2018)。

地域ケア会議は、介護保険利用者の自己決定・自己選択を支える協働の場となることが期待されたが、財政抑制の観点から行政や専門職がサービスの内容をチェックする場として用いられる。法制度が「生活世界」の細部に染み込み、地域ケア会議という場で、「自分でできることは何か」に回答するピュアな気持ちがないがしろにされる危うさをはらむ。協働の実践によって引き起こされるはずの連鎖反応——誠実さ、信頼、偽りのない気持ち、相互性——は一転して、不誠実、不信、偽り、一方通行の連鎖反応に取替わられ、協働はうまくいかなくなる。

市民の強さを出発点とする実践モデルは、個人としての市民の強さも、集合としての市民の強さも求められる。市民がサービスの受け手という立場から脱皮し、個人の強さを出発点とする実践が可能となるよう、政策プラットフォームにおける土台としての市民の力を形成することが重要である。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費「18K02109」の助成を受けたものです。

注

* 愛知県立大学教育福祉学部教授

文献

De Jonge, Ed, Sociaal werk als professie, Body of Knowledge, sociaal werk, het kennisfundament van de social professional, [https://www.bodyofknowledgesociaalwerk.nl/sociaal-werk-als-professie]
グローバル・コンパクト「持続可能な開発目標 (SDGs)」 [ungejn.org/sdgs/index.html]
Habermas, J. (1981) Theorie des kommunikativen Handelns. Suhrkamp. (=1987, 丸山高司、丸山徳次、厚東洋輔ら訳『コミュニケーション的行為の理論 (下)』未来社)
泉田裕彦、庄司昌彦 (2003) 「情報社会の政策形成と政策プラットフォーム」『智場』No. 88 6・7月号 5-10. GLOCOM [www.glocom.ac.jp/chijo_lib/chijo88_2003_0607.pdf]
国連開発計画 (UNDP) 「人間開発指数・指標 2018年新統計 基本メッセージ」 [https://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/presscenter/articles/2018/hdi_keymessage.html]
国連開発計画 (UNDP) (2007) 『人間開発ってなに?』 [https://www.jp.undp.org/content/dam/tokyo/docs/Publica-

tions/HDR/UNDP_Tok_hdr_whats_hd200702.pdf]

小竹雅子 (2018) 『総介護社会——介護保険から問い直す』岩波新書

厚生省 (2000) 「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書 [www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/syakaifukushi/833.pdf]

Tonkens, Evelien (2011) The embrace of responsibility. Citizenship and governance of social care in the Netherlands, Edited by Janet Newman and Evelien Tonkens, Participation, Responsibility and Choice. Summoning the Active Citizen in Western European Welfare States, Amsterdam University Press, 45-65. [http://hdl.handle.net/11245/1.364615]

岡本裕豪、頼あゆみ、矢澤真裕 (2003) 「わが国におけるNPM型行政改革の取組みと組織内部のマネジメント」『国土交通政策研究第17号』国土交通省国土交通政策研究所 [http://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/pdf/kkk17.pdf]

Postma, Dirk (2013) Actief burgerschap en burgerparticipatie, Beleid & Organisatie, De Body of Knowledge Sociaal Werk [https://www.bodyofknowledgesociaalwerk.nl/sociaal-werk-als-professie]

Stam, M., Jansen, D., de Jong, C., Räckers, M. (2013) Outreach Governance in times of transition, Research and Development Center for Society and Law Professorship for outreach work and innovation, Amsterdam University of Applied Sciences.